

資料 米軍艦船入港対応マニュアル（四日市港管理組合）

1. 目 的

このマニュアルは、米軍艦船の四日市港入港の際して、県民・市民への情報提供や核兵器搭載の有無の確認などの事務処理手続を的確かつ迅速に行なうために、必要な事項を定める。

2. 定 義

このマニュアルにおいて、米軍艦船とは、米軍がチャーターした民間船舶（以下「民間船舶」という。）及び米軍艦艇（以下「艦艇」という。）とする。

3. 事務処理手続における想定

事務処理手続上、米軍艦船が入港する場合においては、日米地位協定による場合と日米地位協定によらない場合双方とも想定することとする。

4. 事務処理手続のフロー

米軍艦船の入港に際して必要となる事務処理手続は、フローとして項目順に整理し「別紙1」とおり定める。

5. 詳細手順

「別紙1」のフロー図における項目について、より詳細な手順の記載を必要とするものは、「別紙2」とおり定める。

6. 附 則

このマニュアルは、平成16年4月1日から適用する。

※「別紙1」は次項

米軍艦船(民間船舶・艦艇)の入港についての対応フロー

